**認知症対応型通所介護　重要事項説明書**

１　事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して､家庭的な環境の下で入浴､排泄､食事等の介護その他日常生活上の世話を行うことにより､利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを目的とします。

　この目的に沿って､以下のような運営方針を定めていますので､ご理解のうえご利用ください。

1. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 | 社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会八寿園デイサービス |
| 指定番号 | ２６９２９０００３４ |
| 所在地 | 八幡市男山美桜１８番地 |
| 電話番号 | ０７５－９８３－２８１０ |
| FAX番号 | ０７５－９８１－８１３１ |
| 通常の事業の実施地域 | 原則として八幡市内 |

(2) 事業所の職員体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 業務の内容 | 常勤 | 非常勤 |
| 管理者 | 業務の総括 | １名 |  |
| 生活相談員 | 相談業務及び指導 | ２名 |  |
| 介護職員 | 心身状況などの把握と適切な介護 | ３名 |  |
| 機能訓練指導員 | 機能の減退防止のための訓練 |  | ２名 |
| 調理員 | 利用者に応じた調理 |  | ５名 |

 (3) 営業日及び営業時間

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 | 月曜日から金曜日とします。ただし、12月29日から1月3日までを除きます。 |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時までとします。 |
| サービス提供時間 | 午前10時から午後4時までとします。 |

(4) 定員　12名

(5) 設備の概要

・食堂　　1室

　利用者の全員が使用できる広さを備えた食堂を設け､利用者の全員が使用できるテーブル､いす､食器類などの備品類を備えます。

・デイスペース　　1室

　利用者が使用できる広さを持つ健康室を設け､個々の状態に応じたゲームや体操を行います

* その他の設備

　 その他に､相談室､静養室､事務室等を設けます。

1. サービスの内容

(1) 送迎

(2) 食事

(3) 入浴

(4) 健康チェック

(5) 機能訓練

(6) 生活相談、介護指導など

(7) レクリエーション

(8) 排泄介助

1. 利用料金

(1) 介護保険適用の場合は､原則として下記の基本料金です。

　 ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

　 また、介護保険適用の場合でも､保険料の滞納等により､法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は､一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき､サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日､市の窓口に提出しますと､差額の払い戻しを受けることができます。

1. 基本料金（日額）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 負担割合　1割 | 負担割合　2割 | 負担割合　3割 |
| 要支援1 | 759円 | 1,518円 | 2,277円 |
| 要支援2 | 849円 | 1,698円 | 2,547円 |
| 要介護1 | 878円 | 1,756円 | 2,634円 |
| 要介護2 | 972円 | 1,944円 | 2,916円 |
| 要介護3 | 1,064円 | 2,128円 | 3,192円 |
| 要介護4 | 1,159円 | 2,318円 | 3,477円 |
| 要介護5 | 1,254円 | 2,508円 | 3,762円 |

1. 加算料金

|  |  |
| --- | --- |
| 入浴介助加算　　　　　　一日につき　　　　 | 55円 |

　　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　一回につき22円

　　若年性認知症利用者受入加算　　　一日につき60円

　　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　総単位数×15.0％

(2) その他の料金（以下の料金は全額利用者の負担となります）

①食事の提供に要する費用(おやつ代を含む)　　　　日額（消費税を含む） 　750円

②おむつ代

パット代　　　　　 30円　　　　　紙おむつ代　　　　130円

リハビリパンツ代　150円

③その他､行事の参加等に係る費用（材料代等）　実費

(3)　国において介護報酬の改定があった場合は、事前に説明させていただきます。

5　支払方法

　　　利用料金は､利用者又はその家族の定めた郵便局の口座からは翌月の20日（休みの場合は翌日）に請求金額を自動引き落としとするか、現金での集金とします。

6　サービス利用にあたっての留意事項

1. 利用者の確認をさせていただきます。

・被保険証の提示（被保険者の資格､要介護度の認定などの有無及び有効期間の確認）

　　 ・診断書の提示(初回の利用時及びサービス利用が１年以上中断したとき)

1. 利用者又は利用者の代理人､その家族は､体調に変化があった場合には､事業所にご一報ください。
2. 事業所内での金銭及び食べ物等のやりとりは､ご遠慮ください。
3. 職員に対する贈り物や飲食のもてなしは､お受けできません。

　7　利用の中止、変更、追加

　 ①利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者にお申し出ください。

　 ②利用予定日の前日までにお申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

　　　　　　利用予定日の前日までに申し出があった場合　　　　無料

　　　　　　利用予定日の前日までに申し出がなかった場合　　　500円

ただし、利用者がサービスの中止を申し出る前に､事業者の送迎サービス車が利用者宅に到着した場合には取消料とは別に交通費として500円（消費税を含む）のキャンセル料がかかります。

③サービスの利用変更、追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時又は他の居宅サービス事業者を利用者に掲示して協議します。

　8　当施設のサービスの特徴等

　　　運営の方針

1. サービスの提供に当たって、サービス利用者又は其の家族に対し、運営規程の概要従業者の勤務体制その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ます。
2. 個別サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についての有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握をしていきます。

　　③個別サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切に行います。

　　④自らその提供する施設・居宅サービスの質の評価を行うものとします。

　9　秘密保持

　　(1)事業者及び事業者の従業者その他事業に携わる者は、サービスに提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

　　(2)事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者の個人情報及び其の代理人(家族)の個人情報を用いません。

10　事故発生時､緊急時の対応方法

　　サービスの提供中に利用者の状態等に変化があった場合には､管理者に報告し事前の打ち合わせにより､主治医､救急隊､ご家族､居宅介護支援事業者等に連絡をします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主治医 | 主治医氏名 |  |
| 連絡先 |  |
| 家　　族 | １ | 氏名 | 続柄（　　　　　） |
| 連絡先 |  |
| ２ | 氏名 | 続柄（　　　　　） |
| 連絡先 |  |

11　非常災害対策

　　管理者は､老人憩いの家八寿園の消防計画に準拠し､火災､その他の非常災害による被害防止のため､必要な設備の維持管理及び非常災害に関する具体的な計画を立て､非常災害時の関係機関への通報体制を整備し､それらを定期的に職員に周知するとともに､定期的に避難､救出など必要な訓練を行います。

12　サービス内容に関する苦情

　　（１）お客様の相談､苦情担当

　　　　　　担　　当　（相談・苦情係）　鈴木　梓

　　　　　　電　　話　　０７５－９８３－２８１０

　　　　　　受付時間　　８：３０～１７：００

（２）その他

　　　　　　　当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

　　　　　　市町村名　　八幡市

　　　　　担　　当　　高齢介護課

　　　　　電　　話　　０７５－９８３－１１１１

　　　　　受付時間　　８：３０～１７：００

13　本会の概要

・名称・法人種別　　　　　　　社会福祉法人　八幡市社会福祉協議会

・代表者役職・氏名　　　　　　　会　長　　　　松本　伍男

・本会所在地・電話番号　　　　　　　京都府八幡市八幡東浦５番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　０７５－９８３－４４５０

・定款の目的に定めた事業

　　1)　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

　　2)　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

　　3)　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

　　4)　(1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

　　5)　保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

　　6)　共同募金への協力

　　7)　ボランティア活動の振興

　　8)　老人居宅介護等事業の経営

　　9)　障害福祉サービス事業の経営

　　10) 生活福祉資金貸付事業

　　11) 低所得を対象とするたすけあい資金貸付事業

　　12) ふれあい福祉センター相談事業

　　13)相談支援事業　障害者生活支援センターやまびこの受託経営

　　14)福祉サービス利用援助事業

　　15)老人デイサービス事業の経営

　　16)その他本会の目的達成のための必要な事業

令和　　年　　月　　日

認知症対応型通所介護サービスの開始に当り､利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

＜事業者＞

　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名　社会福祉法人　八幡市社会福祉協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　八幡市八幡東浦５番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　会　長　　松　本　伍　男　　　　　 印

説明者　　　　　　　　　　　　　　　　 　印

私は､契約書及び本書面に基づいて、認知症対応型通所介護サービスについて、重要事項の説明を受け、サービス提供並びに各利用料の支払いに同意します。

また、契約書第７条の秘密保持に関し､サービス担当者会議等において､私及び家族の個人情報を契約の有効期間中、用いることに同意します。

　＜利用者＞

　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　住　　所

　　　　　　　代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　代理人住所

　　　　　　　　　　　　　　　　（続柄　　　　　　　　　　　）